

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年7月5日(月)午後1時30分から午後2時32分

2. 開催場所 辰野町役場 2階第6会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	6番	足助 聡美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩
	16番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(1人)

5番 中村 智子

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

(1)5月許可決定の4条1件5条3件については長野県農業会議から5月15日 付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 飯澤 誠

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

<尾坂会長>

皆さん、こんにちは。雨の中、足元の悪い中、ご苦労様でございます。先ほども話がありましたように、梅雨とはいえ暑苦しい日々が続いております。このままいって梅雨末期に大雨にならないことを祈ります。また先月の8日には大豆の種まき、大変ご苦労様でございました。天候にも恵まれまして、大勢の参加者がございましたので短時間のうちにスムーズにできました。ご報告申し上げます。しかし、芽のほうも順調に出てきたわけですが、雨のために草のほうも順調に伸びてきました。今行ってみますと、特にスギナが非常に生えておりますのでこれからまた有賀部長さんをはじめ皆さん方と相談しながら除草に向けて進んでいきたいなと思います。今日の新聞によりますと川島地区で有害鳥獣の電気柵をやったということでございます。新しい試みのようでありまして、サル等が逃げていけばいいなど、少しでもそうなれば遊休農地も少しでも減るかなとこういう風に期待しているところでございます。その辺の細かいことはまた事務局から話があると思いますが、いい方向に向かってくれれば幸いかなと思います。本日のご審議をよろしくお願い申し上げまして簡単ではございますが挨拶いたします。

それでは座ったままで失礼します。3番の議事録の署名人の指名をさせていただきます。9番の根橋英男委員、10番の根橋鉄雄委員、お二人よろしくお願ひしたいと思います。

それでは4番、議事、議案第1号の農地法の規定に基づく許可について事務局の方から説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字小野...番地のAさん所有の、大字小野字大栗沢...番地、地目は登記現況とも田、面積525㎡を、大字小野...番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は39㍍で下限面積を超えております。両者は近い親戚関係にあり、申請地は長年譲受人側が耕作していたものであり、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宇治委員と小澤委員から意見書をいただいております。

<尾坂会長>

はい、現地を見ていただきました宇治委員のほうからご説明をお願いいたします。

< 1 2 番宇治委員 >

1 2 番の宇治でございます。6 月 1 6 日に私と小澤さんと 2 名で現地へ行って確認をしてまいりました。(地図により場所の説明) 現状はトラクターで起こしてありまして、草等はありませんでした。即田んぼにはなるんじゃないかという感じでした。特に問題はないかと思えます。ご検討をお願いします。

< 尾坂会長 >

はい、ただいま宇治委員から説明がありました、何かご質問ご意見等ありますか。これは国調は終わったところですか。

< 1 2 番宇治委員 >

終わっています。

< 尾坂委員 >

では境ははっきりしているわけですね。

< 1 2 番宇治委員 >

はい、はっきりしています。

< 尾坂会長 >

何かご意見等・・・(「異議なし」の声) 異議なしの声がありましたので、この件につきましては許可することにいたします。どうもありがとうございました。続きまして第 4 条、事務局お願いいたします。

【議案第 1 号、4 条の規定による許可申請について 1 番朗読】

< 足助事務局次長 >

それでは 4 条であります。

1 番、住宅の新築でございます。

大字伊那富...にお住まいの A さんが、自己所有の大字伊那富字羽場上...番地、地目は登記現況とも畑、面積 36 m²に、自己の宅地を拡張ための申請でございます。申請人は自宅の老朽化に伴い建て替えを計画、宅地隣接の申請地に計画建物がかかるため宅地拡張したいというものでございます。申請地は市街地に近接する区域内にある農地で規模が 10 h a 未満広がりがない農地であるので、農地法第 4 条第 2 項第 1 号ロの (2) の第 2 種農地、積極的 2 種農地と考えられ、既存宅地の拡張ですので位置的代替性がなくやむを得ないものと判断いた

します。この件につきましては、上島委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは確認をしました上島委員のほうからお願いします。

<4番上島委員>

4番、上島が報告いたします。先月6月17日に建築業者より申請依頼がありまして、6月19日に宮原委員さんと竹淵委員さんと私三人と依頼者、現地確認をしましたところ、(図面により場所の説明)現在の敷地に立て替えるという意味もありまして、水道下水道の設備もきちんとしており、隣接する農地には日照とか通風の影響も少なく、問題ないと判断しました。また書類等もすべて満たしておりこれも問題ないと了解いたしました。以上審議のほどよろしくお願ひいたします。

<尾坂会長>

どうもありがとうございました。ただいまご説明のありました4条一件、何かご質問、ご意見等ございましたら。「異議なし」の声)はい、異議なしということでございます。それではこの件につきまして許可することにいたします。ありがとうございました。それでは5条をお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字平出...番地のAさん所有の、大字平出...番地、地目は畑、面積17㎡を、大字平出...番地のBさんが取得し、物置用地とするための申請でございます。譲受人は申請地の隣に住宅がありますが、物置が必要となったため、申請地を取得し物置一棟を設置する計画でございます。譲受人の既存宅地面積は330㎡、申請地と合わせますと347㎡となります。申請地は申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、桑澤委員、赤羽代理から意見をいただいております。

<尾坂会長>

では詳細について立ち会いました赤羽委員お願いします。

<赤羽職務代理>

それでは2番の赤羽が立会調査の結果をご報告させていただきます。6月10日の午後ですけれども、桑沢委員とともに、また譲受人のBさん立会いのもとで現地を確認いたしました。(地図により場所の説明)ここはもうすでに両サイド、三方ですか、三方宅地になっておりまして、ここの場所をしっかりと見させていただきましたけれどもきちんとした境界線もありました。そしてBさんもこの地続きで物置を建てたいということでありました。なんら問題はないと思ひまして認めることにいたしました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。この1番につきましてご意見、質問等ございましたら。「異議なし」の声)異議なしという声がありましたので、1番につきまして許可することにいたします。2番お願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地のAさんが所有いたします、中央...番地、地目は田、面積221㎡を、中央...のBさんと大字伊那富...のCさんが連名で取得し駐車場とするための申請でございます。この件は、宮木区内の中央高畑地区の公民館に駐車場がなく集会等の際不便であり駐車場の要望が多いため、地区役員2名の連名により公民館前の申請地を取得し、普通車10台分の公民館の駐車場とする計画でございます。申請地は第2種住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。それから、関連がありますので3番、4番も一緒に説明したいという風に思います。

3番も、所有権の移転でございます。

譲渡人は2番と同じ、Aさん所有の、中央...番地、地目は田、面積376㎡を、大字伊那富...にお住まいのDさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族とアパートに暮らしておりますが手狭であるため申請地を取得して自己の住宅を建築する計画でございます。申請地は第2種住居専用地域の用途地域であり、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地ですので原則許可で問題ないと判断いたします。

4番、所有権の移転でございます。

こちらAさん所有の、中央...番地、地目は田、面積376㎡を、中央...にお住まいのEさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在実家に両親と暮らしておりますが実家のすぐ近くである申請地を取得して自己の住宅を建築したいという計画でございます。申請地は第2種住居専用地域の用途地域であり、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地ですの

で原則許可で問題ないと判断いたします。この件、3件につきましては、宮原委員、根橋鉄雄委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは担当の宮原委員お願いいたします。

<14番宮原委員>

それでは報告いたします。宮木担当の14番宮原です。この土地が小横川の地主さんで宮木にあるということで私と小横川の根橋さんと見てまいりました。中央、このあと中央がまた出てきますので余談になるかと思いますが、中央は昔、この辺一帯は水田だったわけなんだけれども、道もないしいちいち田んぼへしょって入れてしょって出すような状態で、いってみれば今で言う宅地造成がなされて、大体各地区3割くらい、3割以上出して、役場の土地もそうだけれども道とか道路とかそういうような経過がありましてそれは皆さんご存知のことと思いますけれども、各敷地に全部道路が接しているということで一番狭いのが3.1メートルの道路。ということでこの件の（地図により場所の説明）ひとつの田んぼを三つに分けるといようなことで、境も杭もしっかりしとる。はっきりしてあるということと、調査士についても入っていると。道幅も5メートルあります。ご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

ありがとうございます。2, 3, 4の3件について一括にしたいと思しますので、何かご意見質問等ございましたらお願いいたします。（「異議なし」の声）異議なしということでございます。きちんとした道路もありますので異議なしということでございますので、この3件につきまして許可することにいたします。次に5番お願いいたします。

<足助事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字町裏...番地、地目は田、面積114㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在県営住宅に家族で暮らしておりますが手狭であるため、両親の暮らす実家の隣接である申請地に、両親と家族一緒に暮らすための離れを新築する計画でございます。既存宅地は352.25㎡で、申請地を合わせた全体宅地面積は466.25㎡となります。申請地は第1種住居地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、宮原委員、上島委員から意見をいただいております。

ます。

<尾坂会長>

それでは現地を見ました宮原委員、お願いいたします。

<14番宮原委員>

6月4日に上島さんと竹淵さんと私と三人で立ち会いました。(地図により場所の説明)家を建て増しをしたいということで、家の横の田んぼを分けてそこを買って建てるということで、前での道路が3.1メートル、境界杭はしっかり打ってありました。上下水道は現在のお宅へ建て増しということですからつながっているということでここも問題点見当たらず協議の結果許可の方向ということでありました。審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。両親と一緒に住むために家を建てるという状況のようでございます、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(「異議なし」の声)異議なしという声がありましたので許可することといたします。ありがとうございました。次6番お願いいたします。

<足助事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさん所有の、中央...番地、地目は田、面積481㎡を、諏訪市大字湖南...にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族とアパートに暮らしておりますが、自己の経営する会社も実家も辰野であるため、申請地を取得して自己の住宅を建築したいという計画でございます。申請地は第2種住居専用地域の用途地域であり、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地ですので原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、宮原委員、竹淵委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それではこれにつきまして現地を立ち会いました宮原委員のほうから説明をお願いいたします。

<14番宮原委員>

はい、6月4日に竹淵さん、上島さん、私の三人で確認をいたしました。(図面により場所の説明)道路にもきちんと面しているということ、南側3.1メートルの道路に接しております。東側は横川川の堤防道路ということになって

おりまして、道路にはもちろん上下水道が埋設されているということで、境界杭もしっかりしているということで、認可の方向でこれも出してまいりました。審議をよろしくをお願いします。

<尾坂会長>

はいどうもありがとうございました。ただいま説明のありました件につきまして質問ご意見等ありましたら。（「異議なし」の声）異議なしという声がございましたのでこの件につきましても許可することにいたします。どうもご審議ありがとうございました。次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定についてお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

それでは議案第2号であります、利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございますのでごらんいただきたいと思います。

経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。以上です。

<尾坂会長>

これは決定ということで、こういう形でもってこのように決定したいと思いますので何か質問等ございましたらお願いいたします。（「ありません」の声）はい、質問等ございませんのでこのように決定したいと思います。よろしくをお願いします。次に報告事項に参りたいと思います。（1）専決事項について事務局をお願いします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、6月許可決定の5条3件につきましては、長野県農業会議から6月14日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について、8ページでありますけれども、議案書のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。報告事項につきましては以上でございます。

<尾坂会長>

（1）の専決事項について何か質問等ございましたら。こういうことでござ

いますのでご了承願いたいと思います。その次に（２）といたしまして、報告事項でございますが県女性農業委員の会がございましてその研修会総会について下田委員ご報告申し上げます。

<7番下田委員>

下田です。女性農業委員が7月3日に松本市浅間温泉文化センターで行われ事務局の千田さんと女性農業委員3名が出席しました。当日午前中は総会で、事業報告および決算報告等が行われ、午後は石川県羽咋市の高野先生による、まちおこしの一環の講演会がありました。この方はローマ法王にお米を献上したことで今テレビでもインターネットでもとても話題になっている方です。ぜひ、この町へ視察に行ってみてほしいという話もありました。そのほかに農業者年金の加入の話がありましたけれども、「ああ農業者年金だ」って簡単に考えているんですけど、私たち辰野町にも3口以上の農業者年金の加入促進があります。お近くの方で国民年金に加入している方です。サラリーマンの妻はだめなんですけれど、60歳以下で農業を年間60日以上やっている方、この方が対象です。皆さんの近所を見回して、このような方がいるって方がありましたら農業者年金に加入していただくようお願いしていただきたいと思います。以上で報告を終わります。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。今お話がございましたが、農業者年金の加入について会議などに出ますと話題になりますので、60歳未満で年間60日以上が加入要件でございます。そういう該当者がいたら加入するよう勧めていただきたいと思います。その件について、女性農業委員の件についても質問等ございましたら。（60歳未満で年間60日以上やる方はなかなかいない、という話題）何かそのほかありますか。ではその他の事項に入りたいと思います。

その他

○7月9日(火)上伊那農業委員会協議会(南箕輪村、会長、下田委員、事務局出席)

○7月19日(金) 新任農業委員研修会(松本市、新任委員13名、事務局)

□次回委員会開催日 8月3日(金)午後1時30分から、役場第6会議室

○味噌作りについて

7月14日(日)午前7時30分から農委のみ作業

8月3日(土)午前9時から参加者含め草取り作業(農委集合8時半)

○7月28日(日)飯島勲講演会のお知らせ

閉会

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印